

『源氏物語』における「長恨歌伝」の研究-「桐壺」
卷篇其の1（付 金沢文庫本「長恨歌伝」）-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学文芸研究会 公開日: 2009-02-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 袴田, 光康 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1282

『源氏物語』における「長恨歌伝」の研究

——「桐壺」巻篇其の一（付 金沢文庫本「長恨歌伝」）——

袴 田 光 康

はじめに

『源氏物語』と「長恨歌」（『白氏文集』巻十二所収）との関係は、既に平安末期頃から物語の典拠として論じられてきた。長年に渡る研究の蓄積を基盤に、今日では、単なる表現の類似性の指摘に留まらず、多岐に渡る論が展開され、枚挙に暇が無いほどである。しかしながら、研究史的には、古注以来の「長恨歌」の典拠問題は言い尽くされ、飽和的な状況を呈しているのも現状である。その一方で、「長恨歌」を収める『白氏文集』には、旧抄本系統と刊本系統の二つの本文系統があり、『源氏物

語』研究においては、それが依拠したと見られる旧抄本系統の本文に依らなければならないという提言^①が夙になされてきたが、未だにその認識は十分なものと言ひ難い側面もある。

北宋以降の刊本の本文系統に対して、それ以前の古い写本の類を旧抄本系統と呼ぶが、その多くは日本に伝わるものである。その中でも、会昌四年（承和十一年・894）に書写された惠萼本（南禅院蔵六十七巻本の写本）の重抄本である金沢文庫本『白氏文集』巻十二「長恨歌」（大東急記念文庫蔵）は、平安時代の本文の様態を今に伝える貴重な写本であり、^②『源氏物語』研究においても基礎的な資料となるものである。また、『源氏物語』の「長

「長恨歌」の訓読法は菅家の訓によるものと指摘されているが、金沢文庫本の卷十二を含む「会昌」の奥書を持つ一群の古写本は、菅家の伝本の流れを汲むと見られており、その古訓点による訓読は物語と「長恨歌」を結ぶ当時の〈読み〉を窺う意味においても、注目に値するものと言える。

その金沢文庫本『白氏文集』には、白氏の「長恨歌」の前に、陳鴻撰として「長恨歌（伝）」が併せて収められている。^⑤『白氏文集』が渡来した平安前期以降においては、「長恨歌」のみの単篇も存したであろうが、紫式部などは、やはり『白氏文集』によって「長恨歌伝」と「長恨歌」を併せて読む形でこれを享受したと推測される。『源氏物語』研究においては従来「長恨歌」の方に主眼が置かれ、「長恨歌伝」が顧られることは少なかったように思われる。^⑥そこで、本稿では金沢文庫本『白氏文集』卷十二を根幹に置き、「長恨歌」との関係も視野に入れつつ、これまで手薄であった『源氏物語』と「長恨歌伝」の関係を典拠という視点から整理してみたいと考える。「長恨歌」が悲哀の情を中心に描くのに比して、「長恨歌伝」は、①歴史的記述を含む伝奇のスタイルを取り、②諷諭の意図を明らかに謳い、③仙界訪問の段を

「長恨歌」のそれよりも詳述するという特徴を持つ。そこからは自ずと、「長恨歌」的な情緒性とは異なる世界が開かれて行くように思われる。その手始めとして、『源氏物語』五十四帖の巻頭にあり、「長恨歌」との関係が最も濃厚に見られる「桐壺」巻を取り上げる。

なお、金沢文庫本「長恨歌伝」・「長恨歌」については、既に、長年『白氏文集』の御研究を専門とされてきた太田次男博士による精緻な模写翻字（『旧抄本を中心とする白氏文集の研究』中巻・勉強社・H九）が発表されているが、今回、太田博士の御厚意により、その模写と詳細な注を参照させて頂き翻字した「長恨歌伝」の【本文】を掲載することができた。これに金沢文庫本の古訓点に基づく【訓読文】を付して、併せて論末に掲げるものである。「長恨歌」については、同じく金沢文庫本を底本とした翻刻と訓読文が、石田謙二・清水好子校注『源氏物語（一）』（新潮日本古典集成）の巻末に付されているので、併せて参照して頂ければ幸いである。

一言に、「典拠」と言っても、それは様々な様相を呈している。何を以って「典拠」と判断するかは極めて曖昧であり、かつ困難な問題でもある。本稿においては、その基準として第一に古注釈書に挙げられているものを

採用した。次に第二の基準として、現代の出典研究や論考のうち、凡例に挙げる五本に指摘されているものを取り上げることにした。最後に、筆者の私見として典拠に関わる若干の指摘も加えたことをお断りしておく。不備や誤りの多いことを危惧するが、大方の御批判を賜れば幸いである。

(1) 丸山キヨ子『源氏物語と白氏文集』（東京女子大学学会・S三九）

(2) 惠壽本及び惠壽本と金沢文庫本の関係については、金子彦二郎『平安時代文学と白氏文集―道真の文学研究編』第一冊（芸林舎・S二三）・第二冊（芸林舎・S五三）、太田次男『旧抄本を中心とした白氏文集本文の研究』上・中巻（勉誠社・H九）などに詳しい。

(3) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』（東京大学出版会・S三八）。小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』（東京大学出版会・S四二）

(4) 注(1)の書の中では、金沢文庫本の「会昌」の識語を持つ諸巻について、「惠壽本系に属する菅家本から出る所の一本に、拠るものであった。」（八三頁）と記されている。但し、小林芳規氏は、「菅宗本」として伝わる正宗文庫本と金沢文庫の訓読を比較し、その相違を論じている（白井たつ子・八重樫直比古責任編集『正宗敦夫文

庫本 長恨歌』福武書店・S五六）。しかし、管見によれば、両本は、「乗」（元字）・「暑」を「暑」に作るなどの一致、欄外注記の一致、ヨコト点や塗抹された訓点による訓読法の一致など、相違以上に共通する要素も多く認められるように思われる。菅家訓法の新旧の相違、江家の訓読による加筆や改訂もあるのが、金沢文庫本は、古い菅家の訓法を根幹にしているのではないかと考えられる。

(5) 金沢文庫本では、「長恨歌」と題して陳鴻の「伝」が記され、白居易の「歌」の前に再び「長恨歌」の題が付されている。その形態は「伝」と「歌」の一体感をより強めるものであるが、白詩の「歌」と「歌」の区別する都合上、本稿では、「長恨歌伝」として扱う。なお、「文集」の「長恨歌伝」と「文苑英華」所収「麗情集及京本大曲」の本文の相違から、竹村則行氏は「文苑英華」所収のもの、陳鴻の原作に近く、「文集」所収のものは白居易によって改作されて「文集」に収められたものであらうと指摘していることも注目される。

(6) 「白氏文集」の渡来については、太田晶二郎「白氏詩文の渡来について」（『大田晶二郎著作集第一冊』吉川弘文館・H三所収）、及び注(2)の著作を参照のこと。

(7) 論点はそれぞれ異なるが、「長恨歌伝」との関連に注目したものに、熊谷義隆『源氏物語』と「長恨歌」注（『文芸研究（東北大学）第一〇〇集』S五七・五）、余田充『「長恨歌伝」の受容覚書』（『源氏物語の内と外』風間書房・S六二）、田中隆昭『源氏物語と歴史と伝奇』

〔源氏物語の探究〕第十四輯・風間書房・日元、後に『源氏物語 歴史と虚構』勉誠社・日五所収)、同「中国文学と源氏物語」(『源氏物語研究集成第九巻』風間書房・日一二所収)、陳明姿「源氏物語」における「長恨歌」の機能」(『日本語日本文学』第二四輯・日一〇・七)などがある。また、「長恨歌伝」の他にも宋の「楊太真外伝」なども視野に入れたものに、新聞一美『源氏物語と白居易の文学』(和泉書院・日一五)がある。

凡例

一、各項目の最初に、『源氏物語』本文(小学館日本古典文学全集本により、《》に巻名・頁数を記す)による見出し文を立て、その文頭に算用数字を付した。なお、【考察】等における『源氏物語』本文の表記もこれに準ずる。

一、見出し文の典拠となる「長恨歌伝」本文には【伝】の略記を冠し、参照すべき「長恨歌」本文がある場合には、【歌】の略記を冠して引用した。

一、【伝】・【歌】の引用は、金沢文庫本「長恨歌伝」・「長恨歌」に依るものとする。文字表記については、新・旧の字体は底本の字体に近いものを用いたが、原則的には通行の新字体を主に用いた。別体字、俗

字などは全て本字に改めた。返り点、音合符、右旁訓は底本のまま記したが、ヲコト点、声点、訓合符、左旁訓などは表記の都合上省略に従った。詳しくは論末の【本文】を参照のこと。

一、【伝】・【歌】の引用本文に対しては、底本の古訓点による訓読文を付した。但し、底本には幾通りかの訓読が可能な場合がある。訓読文の方針としては、ヲコト点、右傍訓、左傍訓の順で優先順位を立てた。このため、訓読文においては引用本文の右傍訓とは異なる訓読を示す場合もある。

一、訓読文の表記は、ヲコト点、線点によるものは平仮名で表記し、右傍の訓や読み添えによるものはカタカナで表記した。右傍訓とヲコト点等が重複している場合にはヲコト点を優先して平仮名表記とした。これによって、ヲコト点、線点による訓読が判別できるようにした。訓読上、語を私に補った場合には()を付してカタカナで表記した。詳しくは論末【訓読文】の凡例を参照。

一、古注釈書の指摘については【古注】の項に引用した。参照した古注釈書は以下の通りである。

〈積(抄)〉……宮内庁書陵部蔵「源氏或抄物」(渋谷栄一編『源氏積』おうふう・H十二)

〈積(冷)〉……冷泉家時雨亭文庫蔵「源氏物語註釈」(渋谷栄一同書)

〈積(前)〉……前田育徳会尊経閣文庫蔵「源氏物語積」(渋谷栄一同書)

〈積(吉)〉……吉川家本「源氏物語」勘物(渋谷栄一同書)

〈積(都)〉……都立中央図書館蔵「伊行源氏積」(渋谷栄一同書)

〈奥(明)〉……明融筆源氏物語付「奥入」(池田亀鑑編『源氏物語大成卷七研究資料篇』中央公論社・S三二)

〈奥(定)〉……定家自筆本「奥入」(池田亀鑑同書)

〈異〉……ノートルダム清心女子大学蔵「紫明抄(光源氏物語抄)」(白井たつ子編『紫明抄』一ノートルダム清心女子大学古典叢書刊行会、S五一)

〈紫〉……京都大学文学部国文学研究室蔵「紫明抄」(玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』角川書店・S四三)

〈河〉……玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』(角川書店・S四三)所収「河海抄」

〈花〉……僧正慈海所持本「花鳥余情」(中野幸一編『源氏物語古註釈叢書 第二卷』武蔵野書院・S五三)

〈岷〉……国会図書館蔵飛鳥井雅章筆本「岷江入楚」(中野幸一編『源氏物語古註釈叢書 第六卷』武蔵野書院・S五九)

一、現代の典拠研究、論文等については、以下の五本を基準とした。

〈玉〉……所引詩歌仏典(玉上琢彌筆) (池田亀鑑編『源氏物語事典』東京堂・S三五)

〈古〉……古沢未知男『漢詩文引用より見た 源氏物語の研究』(又新社・S三九)

〈丸〉……丸山キヨ子『源氏物語と白氏文集』(東京女子大学学会・S三九)

〈新〉……新間一美「桐と長恨歌と桐壺卷」『甲南大学紀要(文学編)』四八号(S五八・三)、後に『源氏物語と白居易の文学』(和泉書院・日十五)に収録。

〈陳〉……陳明姿「『源氏物語』における「長恨歌」の機

能「『日本語日本文学』二四輯（日一〇・七）

どの論考に指摘されているかは【備考】の欄に明記した。上記以外の他の論文についても、【備考】において触れるよう心掛けた（敬称略）。また、私に挙げるものもその旨を記した。

一、問題点等を含む私見については、【考察】の欄に記した。

一、【伝】・【歌】及び【古注】の引用文に関して※の注記を付したものもある。また、『旧唐書』、『楊太真外傳』等の参考文献については、その書名にへゝを付して適宜触れることとした。

1 女御更衣あまたさぶらひたまひける中に、いとやむごとなき際にはあらぬが、すぐれて時めきたまふありけり。《桐壺・九三》

【伝】 雖有三夫人、九嬪、廿七世婦、八十一御妻、^{セウ}賢、^{オウ}後宮才人、^{コノム}楽府妓女、^{シメ}使天子無^{コノム}顧眄意。自是、六宮、無^ニ復進^{ラレ}幸^ヲ者^一。

（三夫人、九嬪、廿七世婦、八十一御妻、^{オウ}賢（ビ）、後宮の才人、楽府の妓女有（リト）^{コノム}雖（モ）、天子をして顧眄の意無（カ）ラシム。

是（レ）自り、六宮に、復（夕）進幸（セ）ラルル者の無（シ）。

※「妻」に「一」点、「賢」に「二」点が認められるが塗抹されている。今、訓読は「一」点の付された「妓女」から「雖有」に返るものとする。

「顧眄」の「眄」の字は底本では「眄」に作る。これは、「盼」・「眄」両字の別体字であるが、今、右傍訓「メム」の字音訓により、「眄」をあてる。

【歌】 漢宮佳麗三千人、三千寵愛在一身。

〔漢宮の佳麗（^シ全旁訓カタチヒト）三千人、三千の寵愛（^テ）一身に在（リ）〕

【備考】 古注には指摘がない。小西甚一（「いづれの御時にか」『国語と国文学』S三〇・三月号）は、

「女御更衣あまたさぶらひける」が「重色思傾国」にあたり、「すぐれて時めきたまふ」が「一朝選在君王側」に相当すると解釈した。また、玉上琢彌（「桐壺巻と長恨歌と伊勢の御」『国語国文』S三〇・四月号）は、「女御更衣あまた」は「重色」の結果であり、「すぐれて時めき」は、「傾国」の響きであると説いた。『源氏物語』冒頭部をめぐる、「長

恨歌」と『伊勢集』（桂宮本・歌仙集本・類従本）

の典故問題とも関連して、典故となる詩句は固定していないが、その影響は明らかである。前掲の【伝】・【歌】の句は、〈陳〉の指摘による。

【考察】 ここで注目しておきたいのは、【伝】・

【歌】の中でも諷諭を滲ませた表現を下敷きにすることで、この冒頭が、いきなり帝の異常な寵愛とそれ故の国難が危惧される状況から語り出されている点である。楊貴妃入内以前の【伝】「上の心忽々として楽シマズ」、【歌】「御一寓多一年にして求（ムル）こと得ず」という類の記述は省かれている。そこには、楊貴妃の入内事状とは異なる、更衣の入内を含む物語前史を思い描かせる余地が、用意されていると言えよう。物語は、それを秘したまま、現実的には起こり難い更衣寵愛による国難の危機というイメージを、長恨歌の世界を導入することで形成してゆく。敢えて仮構された桐壺朝の国難の背後に、物語の前史を読み説く一つの鍵が隠されているように思われる。

田中隆昭（「源氏物語と歴史と伝奇」『源氏物語歴史と虚構』勉誠社・日五）は、【伝】冒頭と桐

壺巻冒頭の類似性を指摘するが、元獻皇后や武淑妃の死とそれ故の玄宗の満たされない様子などは、むしろ、藤壺登場の場面に投影されているようである。【伝】が、過去の寵妃の身代わりとして楊貴妃を登場させていることに留意しておきたい。

また、「いとやむごとなき際にはあらぬ」といい、更に後の文で「父の大納言は亡くなりて：はかばかしき後見もなければ、」（桐壺・九四）と語る記述は、【歌】・【伝】には見えない要素だが、『旧唐書』后妃伝上「楊貴妃伝」、『楊太真外伝』などに「妃早孤」とあることは注意される。孤児として描かれた楊貴妃が、父を失い、後見のない更衣の造型に投影されている可能性も視野に入ってこよう。但し、楊貴妃を介した楊一族の繁栄と桐壺大納言家の没落が対照的であることは言うまでもない。欠落した栄華は、王統への志向という形で、同族である明石大臣家の物語へと継承されていくものと考えられる。

2 上達部上人なども、あいなく目を側めつつ、いと

まばゆき人の御おぼえなり。（桐壺・九三頁）

【伝】京師長吏、爲^{ニカソバム}之、側^レ目。

〔京師の長吏、之力爲に目を側む〕

【古注】

〈異〉 あいのうめをそはめ 無愛教隆 側目也

長恨哥傳云 京師長吏爲之素叙

※「吏」を「史」に作る。「側目」の語を略す。

〈紫〉

かந்தちめうへ人なともあいなうめをそはめつ、
無愛也 側目也 長恨哥伝云、京師長吏爲之側目

〈河〉

あいなうめをそはめつ、
史記曰時人見都 側目号蒼鷹 (都ノ右ニ郡都也ト注ス)

莊子注曰架紂何得守斯位而放其毒使天下側目哉

也 第十陸條

未容君王得見面已被楊妃遙側目 樂府上陽人

京師長吏爲是側目 長恨歌注

※「之」を「是」に作る。那波本では「爲之側

目」に作り、馬本・汪本では「爲側目」「之

または「是」を欠く)に作っており、「爲是

側目」は〈河〉所引の独自の本文と見られる。

〈岷〉

あいなうめをそはめつ、
無愛 弄あちきなき心也 心は通ずる歟 河京
師長吏爲是側目 長恨哥伝 架紂何得守

斯位ニ而放ニ其毒使天下ニ側目哉 莊子註

未レ容ニ君王得レ見面已被ニ楊妃遙ニ側目目妬

令ニ潜配ニ上陽宮ニ一生遂向ニ空牀宿樂府上陽人

※「之」を「是」に作る。〈河〉をそのまま引用

したものである。

【備考】 〈玉〉・〈古〉・〈丸〉・〈新〉・〈陳〉にも指摘さ

れている。

【考察】 〈河〉が挙げた他にも、『史記』卷六九蘇秦列

傳「蘇秦之昆弟妻嫂側目不敢仰視 國立歴史民俗博物

館蔵本」、『漢書』卷三六楚元王傳(劉向)「時恭頭許

史子弟侍中諸曹皆側目於望之等」評林本」などの用

例があり、漢文訓読語として浸透していたことも推

測されるが、やはり、ここは【伝】を典拠として読

むべきであろう。〈河〉の揚げた「上陽人」(『白氏

文集』卷三)を典拠とする見方もある(藤井貞和

「光源氏物語の端緒の成立」『源氏物語の始原と現在』

冬木社・S四七)。「未容君王得見面、已被楊妃遙

側目。妬令潜配上陽宮」(君王に面を見ユルこと

(右旁訓ミエシムルコト)得(ル)こと容サレ未に、已

に楊妃に遙に目を側メ(左旁訓ソハタテ)被たり(左旁

訓レヌ)。妬マレテ潜(カ)に上陽宮に配(セ)令ム、

本文及び訓詁は神田本による」と歌われた「上陽人」は、後宮を挙げての迫害に遇う桐壺更衣と重なる。この時、迫害する楊貴妃は、弘徽殿に重なることになる。「上陽人」や『梅妃伝』に描かれた高慢で冷酷な楊貴妃像から弘徽殿女御の造型を照らし出す視点も重要である。しかし、当該本文は、直接的に弘徽殿女御や後宮の宮女たちの憎しみや嫉妬が込められた視線を言うものではない。「上達部上人」が非難の目で見るというのである。その点、「上陽人」の表現とは開きがある。確かに「上達部上人」たちは、「女御更衣」たちの父兄でもあろう。だからこそ、楊一族のように専横するわけではない更衣であつても恨くむのであろうが、彼らが、後宮の問題に介入することはできず、ただ「目を側」めることしかできない立場にあるという意味では、「京師長吏」と変わるところはない。また、更衣を「上陽人」のよくな被害者の側に位置付けてしまえば、更衣が否応無く同時に加害者ともなっているという複眼的な物語の記述を無視することになりかねない。「上陽人」の「側目」は、むしろ、〈新〉が指摘するように、「後涼殿にもとよりさぶらひたまふ更衣の曹司を、

ほかに移させたまひて、上局に賜はず。その恨みましてやらむ方なし」(桐壺・九六頁)という記述の方に響いているようである。「側目」に込められた「恨み」の視線は、排除する「楊妃」側から、排除される「上陽人」側の「恨み」へと反転しているが、そこには「上陽人」に込められた諷諭と通じるものさえ感じられる。一方、【伝】の場合には、「上達部上人」が「京師長吏」と対応する形となっており、典拠として妥当と考えられる(田中隆昭前掲論文)。問題は、ここに【伝】に込められた諷諭がどれほど活かされているのかということである。少なくとも帝の常軌を逸した寵愛が批判的文脈に晒されていることは確かである。しかし、それは、良識ある世俗の論理を代弁する「上達部上人」の視点を導入することで、帝の逸脱とそれゆえの更衣の孤立を印象づけるだけの装置に過ぎないのかもしれない。諷諭が君王の逸脱を諫めるのに対して、物語は、むしろ逸脱の側に立ち、規範からの逸脱を批判する世俗の価値観こそを問い直すようである。そこに、本質的に反秩序性を孕んだ物語文学と唐の士大夫の文学との決定的な乖離を読み取ることも可能であろう。

だが、この物語が背後に【伝】のような歴史意識を抱えているとするならば、そして、「漢皇」をもって玄宗を歌う【歌】の方法に学ぶところがあつたとするならば、諷諭の問題を容易に切り離すことはできないようにも思われる。これについては、次項において更に考察を深めることにしたい。

『源氏物語』の「側目」を典拠とする他の例に目を通しておこう。その一つは、「この院に目をそばめられたてまつらむことはいと恐ろしく恥づかしくおほゆ」《若菜下・二二二頁》という、源氏を畏怖する柏木の心中を語る言葉である。これについては古注には指摘が無いが、〈玉〉に【伝】のこの箇所が挙げられている。しかし、女三の宮と密通した罪に慄く柏木にとって、源氏の視線は嫉妬と恨みと怒りに満ちたものとして思い描かれるであろうから、楊貴妃―源氏／上陽人―柏木という関係で捉えることができる。同じ「側目」であっても、【伝】の訓読が「目を側む」であるのに対して、「上陽人」の訓読は「目を側メ被」という受身になっていることが、それぞれの立場の違いを端的に表している。二つ目は、「遙に目をそばめられたてまつらむもわづ

らはしく」《竹河・五五頁》という、玉鬘の思惟の中に見られる。「遙に」の語を伴ったこの表現には、〈奥〉以来、「上陽人」が指摘されてきた。玉鬘は、楊貴妃に睨まれた上陽人に自らを重ねて、明石中宮の威光に押される我が身を思うのである。ここで明石中宮が楊貴妃に准えられていることに注意したい。「世の中の人、これを例にて、心高くなりぬべきころなめり」《若菜下・一六八》という明石中宮への憧憬が、【伝】の「生レ女勿レ悲酸。生レ男勿レ喜歡。…君看。女却為レ門楣。其天下心羨慕如レ此」という、人々の楊貴妃への羨望を典拠とすることとも呼応している。明石中宮が楊貴妃に重ねられることは、明石中宮が桐壺更衣を継承する者であることを示唆するものとして注目される（熊谷義隆『源氏物語』と「長恨歌」〔『芸芸研究（東北大学）』第一〇〇集・S五七・五〕）。

3 唐土にも、かかる事の起りにこそ、世も乱れあしかりけれと、やうやう、天の下にも、あちきなう人のもてなやみぐさになりて、楊貴妃の例も引き出でつべくなりゆくに、《桐壺・九四頁》

【伝】意者、不但感其事。亦欲下懲尤物、窒乱階、垂於將來也。

〔意〕ミレバ、但其（ノ）事に感（ズル）ノミニアラズ。亦尤物（左旁訓ケヤケモノ）を懲シ、乱階を窒イで、將來に垂レムことを欲シテなり。

【古注】

〈釈（冷）〉あまたの更衣たちのなかにおほえあるによりて世人このことをいとしもなきことにおもひてもろこしにもかゝることにこそよはみたれあしきこともいてくれといふところ

もろこしに玄宗皇帝と申込みとおほしけり楊玄琰といふ人のむすめ楊貴妃といふさまあしき程におほしめしてよのまつりこともしたまはす楊貴妃のせうとに楊国忠といふ人に世のまつりこをまかせてすてさせ給によのみた□てなけきとすときに安禄山といふ人のいかりをなしていくさを、こしてみかとのみゆきしたまふみち馬嵬といふところに楊貴妃ならひに楊国忠らをとりにころしつ玄宗みやこをさりて蜀といふところへおほしめそのみちにて陳玄礼といふもの楊国忠かまつりことをしりて国をみたりぬるゆへなり又玄宗にくしたてま

つるつはもの玄礼とともに貴妃を申うけて、らのうちにしてくひりころし、ことなり

※玄宗の腹心「陳玄礼」の名は、【伝】・【歌】には見えず、『旧唐書』、『新唐書』、『楊太真外伝』などに記されているものである。

〈釈（前）〉きりつほの更衣あまたのなかにすぐれたる御おほえをもろこしにもかゝることにてこそ世はみたれあしき事はいてきけれといふはたうの玄そこの楊貴妃をときめかし給ほとに世のみたれていきける事也

〈異〉唐にもかゝる事をこりにこそ世もみたれあしかりけれとやうやうあめのしたにもあちきなふ人のもてなやみくさになりてやうきひのためしもひきいてつへくなりゆくと云事

唐玄宗楊玄琰かむすめ楊貴妃をときめかし給ひし程に世の政を楊国忠楊貴妃セウトにまかせてしらしめさす安禄山といくさをおこして陳玄礼と云者楊国忠并楊貴妃をころしつ此例を云也素寂

※以下、「長恨歌伝」の冒頭「開元中泰階平四海無事」より「潼關不守翠花南幸」までを引用するが、省略する。

〈紫〉 もろこしにもかゝる事のおこりにこそ世もみたれあしかりけれとやうやうあめのしたにもあちきなう人のもてなやみくさになりてやうきひのためしもひきいてつへくなりゆくに

唐の玄宗皇帝、楊玄琰かむすめ楊貴妃をおほしめして世のまつりことを楊国忠楊貴妃かせうと也にまかせてしろしめさす、安祿山といふ人いくさをおこして、陳玄礼といふもの楊国忠ならひに楊貴妃をころしつ 此例をいふ也

〈河〉 もろこしにもかゝる事のおこり(起一説驕)にこそ殷紂は妲己ヲ愛し周の幽王は褒姒を寵して天下を乱る唐玄宗の楊貴妃にいたるまでも其例おほし

〈花〉 やうきひのためしもひきいてつへくなりゆくに桐壺の御門の更衣におくれ給へる事を唐の玄宗の楊貴妃にはなれ給てなけきたまへるにたとへて長恨歌の詞をかりて一卷の始終をかき侍ればその事をいはんとて楊貴妃のためしもひきいてつへくとまついひ出せり 作者の意趣すくれてきこえ侍り

〈岷〉 もろこしにもかゝる事のおこりにこそ

起用之 驕不用之 箋殷紂愛妲己周幽王寵褒姒夏桀溺末喜吳王夫差醉西施之類也 史記に

妲己か言從是とかかけり 是殷紂が妲己の云ま、に事をおこなへると也 是史記のをもき筆誅の詞也 書に載たる筆法にて紂か事をあしく云所を筆誅といふぞ 筆にて其人を罪したる也 此桐壺更衣はあしき事を申おこなはるゝ事はなけれども御寵愛の甚しきから万機の政もたゆみ自然に悪事もあれはもろこしにもかゝるためしあれはさやうにやあらんと天下にもてなやむなるへし 天下アメカシタ宇内なともかけり 猶河ニアリ

〈岷〉 楊貴妃のためしも 是よりは又楊貴妃のことをひきていふ也 此巻長恨哥の心をとりてかけり 其発端也 尤奇特也 前のもろこしにもかゝる事のとへるとは別段とみるへし 花鳥にはひとつの心に註せらるゝ歟 唐玄宗もはしめは明皇也 後に貴妃ゆへ政乱れし也 此みかともかくのことし 但延喜のみかとは如此事なし これつくり物語也

【備考】 〔異〕が、実に〔伝〕全体の三分の一に渡る膨大な引用を試みた以外には、他の諸注釈には具体的な字句の指摘はない。〔玉〕・〔古〕にも言及はない。〔丸〕は「第二類」(言及の類)としてこの箇所

を挙げる。この箇所が教誡の意で「楊貴妃の例」を引き合いにだしている特異性からすれば、【歌】よりも、明らかに【伝】に近い文脈である。〈陳〉は【伝】の主題の部分を典拠として挙げている。ここでは、〈陳〉の指摘に従った。

なお、省略した〈異〉の【伝】引用文については、『ノートルダム清心女子大学古典叢書第三期』正宗敦夫文庫本長恨歌』の白井たつ子氏・八重樫直比古氏による「解題」に、正宗文庫本と金沢文庫本並びに異本紫明抄との対校がなされている。

【考察】「かかる事の起りにこそ」の背後には、「明年に冊して、貴妃と為ス。後の服用を半にす。是に繇（ツ）て、其の容を治シクシ、其の詞を敏クス。婉變たる万態、以て上の意に中ル。上益、嬖す。」と【伝】に描かれた玄宗の「傾国」ぶりを読み重ねることができよう。抒情的な悲哀を謳う【歌】の詩句や場面が愛好された当時の受容の中において、桐壺帝を諫める意で「楊貴妃の例」が引かれていることは特異な例として注目される。古注では、玄宗を諫める家臣として「陳玄礼」が注目されており、〈岷〉には「筆誅」の語も見える。だが、〈丸〉は、

【歌】には諷諭的下地が隠顕されていると認めたと、『源氏物語』はこの諷諭性を見事に払拭していると論じた。また、太田次男（『平安時代に於ける白居易受容の史的考察』『中唐文人考』研文出版・H5）は、紫式部の諷諭詩理解の深さを高く評価しながらも、諷諭の政治性は個人の悲しみの中に還元されたと論ずる。諷諭の欠如は、王朝の物語文学と唐の士大夫の文学との決定的な差異を示すとするの

が大方の見方であろう。しかし、近年、『源氏物語』の諷諭性を積極的に評価しようとする意見も出されている（藤原克巳『日本文学史における『白氏文集』と『源氏物語』』『菅原道真と平安朝漢文学』東京大学出版会・H一四、日向一雅「『雨夜の品定』の諷諭の方法」『源氏物語の準拠と話型』至文堂・H一一、新間一美『源氏物語と白居易の文学』和泉書院・H一五など）。中でも日向一雅は、理想化された桐壺帝に政教的モチーフが働いていると見て、桐壺帝が更衣を寵愛する背景には、弘徽殿方の外戚勢力を抑止し、親政を実現する意志が貫かれていたと指摘している（『桐壺帝と桐壺更衣』前掲著書所収）。この見解に添う

ならば、ここで諷諭されているのは桐壺帝ではなく、「目を側め」る「上達部上人」たちや、「楊貴妃の例」を引き合いに帝を諫めようとする周囲の人々こそが、諷諭の対象とされていると解釈することもできるのではないだろうか。無論、彼らは正論の側にある。しかし、狭い宮廷社会にあって、彼らの言動が、どれほど桐壺批判の黒幕とも言うべき右大臣家の思惑と無縁であり得たであろうか。そもそも、外威となるべき父や兄弟が不在である更衣に、「楊貴妃の例」が持ち出されることが空々しい。そこには寵愛を諫めることに託けた、親政を志す桐壺帝への反発が潜在しているのではないか。公卿全体に燻る帝への批判は、桐壺帝の政治的基盤の脆弱さを示すものであろう。例えば、宇多朝初期の「阿衡の粉義」のような状況が想起される。そのような状況下で、正論を振り翳すようにして更衣を「尤物」とし、殊更に「楊貴妃の例」まで持ち出しながら、その実、右大臣家と結んで帝の言動を囲い込んで行く宮廷社会が、「楊貴妃の例」に込められた過剰性によって炙出されてくるのである。

更に言えば、「楊貴妃の例」の過剰性が、逆にそ

れを持ち出す人々を諷諭するような、「楊貴妃の例」の諷諭性を反転させてしまう表現構造を持つことによつて、それは、「人は木石に非ず皆情あり、如かず傾城の色に遇わざらんには。」（「李夫人」『白氏文集』巻四）という、「尤物」、「嬖惑」への白居易の諷諭に対する、王朝の女流作家からの痛切なアイロニーという一面をも呈しているように思われる。

諷諭の問題を離れても、「尤物を懲シ、乱階を窒」ぐ意味での「楊貴妃の例」が、更衣の死と帝の悲哀を暗示するよりも、桐壺朝の政治的危機を示唆し、後の東宮擁立問題へと具体化することによつて物語に政治的歴史的地平を与えていることは確かである。

付 金沢文庫本『白氏文集』巻十二「長恨歌伝」

凡例

一、「長恨歌伝」の本文は、財団法人大東急記念文庫蔵金沢文庫本「白氏文集」巻十二（寛喜三年（一一三一）三月唯寂房書写、同年四月豊原奉重校合。但し、会昌四年（承和十一年（八四四）四月）十四日等写の識語を記す）を底本としたものである。こ

れを翻刻するにあたっては、川瀬一馬氏監修『金澤文庫本 白氏文集(一)』(勉誠社、昭和五八年)を基礎に置き、それによって不明な点は、太田次男氏著『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』中巻(勉誠社、平成九年)に収められた、金沢文庫本「長恨歌伝」の模写、並びにその注を参照した。

一、【本文】の漢字の字体は、新・旧の字体のうち底本に近いものを用いたが、原則的には通行の新字体を主に用いた。別体字、俗字については、全てこれを本字に改めた。

一、底本には、校合、反切、語義などの注の書き込みが随所に見られるが、これについては省略に従った。また、校訂時の補入字句についても、特に注を設けなかった。

一、底本では、上の字と同じであることを示す表記を「ㄥ」と記すが、【本文】の表記では「々」に改めた。また、仮名表記の躍り字「く」も逐字的表記に改めた。

一、【本文】の句読点は、底本の読点、句点に応じてこれを付した。塗抹の施されているものは、その校訂に従った。但し、【訓読文】において、私にこれ

を改めた場合もある。

一、【本文】の返点は、底本を忠実に写し、塗抹等はこれに従った。但し、「レ」点、「ニ」点などが、省略脱落している場合も多く、【訓読文】においては、私に適宜これを補い、改めた。

一、【本文】においては、塗抹の施されている元の訓は()を付して底本の通りに表記した。

一、【訓読文】において、底本の字を校訂した場合に、元字を()によって表記した。

一、底本の右傍訓・左傍訓は、奉重筆、後筆、別筆の別なく、これを【本文】に記したが、数種の別訓が併記されている場合には、表記の都合上これを注に記した。

一、底本には、返点、ヲコト点、訓などにより、幾つかの異なる訓読が可能な場合もある。【訓読文】においては、原則的にヲコト点、音訓合符、右傍訓、左傍訓の優先順位で訓読する方針を取った。このため、【訓読文】は、必ずしも【本文】の右傍訓と合致するものではない。

一、表記の都合上、【本文】では、ヲコト点、線点、訓合符、音合符、声点、人名符などを割愛せざるを

得なかった。【訓読文】においては、ヲコト点、線点による訓読は平仮名で表記し、右傍訓や右傍読み添えによる訓読はカタカナで表記し、訓とヲコト点が重複する場合には、ヲコト点を優先させ、平仮名表記とすることで、ヲコト点、線点による訓読部分を識別できるようにした。また、訓読上、必要な語を私に補わなければならない場合には、() を付けてカタカナによって表記した。

一、【訓読文】においては、底本の右傍に記された訓、字音などは、これを底本の表記のままカタカナで表記した。訓の一部が略した形で記されているものについては、() に補った。また、訓が付されておらず、声点のみが付されている字については、原則的にこれを音読みし、平仮名で音を記した。なお、私にルビを付した場合にも、平仮名で表記し、底本に基づきフリガナと区別するようにした。

一、【訓読文】の作成にあたっては、

管見抄本…内閣文庫蔵管見抄永仁三年(一一九五)写本(山内潤三・木村晟・栃尾武編輯『玉造小町杜衰書』(笠間書院、昭和五六年)付録内閣文庫蔵『管見抄』)

正宗文庫本…正宗文庫旧蔵長恨歌伝・長恨歌一卷
正安二年(一一三〇)写本(白井たつ子・八重樫直比古責任編集『正宗敦夫文庫本 長恨歌』(福武書店、昭和五六年))

の二本の訓点を適宜参照した。

一、本来は、他本との対校を付すべきであるが、既に、近藤春雄「長恨歌伝について—文字の異同—」(『長恨歌・琵琶行の研究』明治書院・S五六)、平岡武夫・今井清『校定本 白氏文集』(京都大学人文科学研究所・S五二)、白井たつ子・八重樫直比古「正宗敦夫文庫本『長恨歌』解題」(『正宗敦夫文庫本 長恨歌』福武書店・S五六)、太田次男「単篇作品の本文」(『旧抄本を中心とする白氏文集本文の研究』中巻、勉誠社・日九)などの優れた研究成果が蓄積されており、ここでは専門の研究に譲り、校異を割愛した。なお、「長恨歌伝」の訓読に關しては、乾一夫校注「長恨伝」(『唐代伝奇』明治書院・S四六)、近藤春雄「長恨歌・琵琶行の研究」(明治書院・S五六)などの注釈書がある。共に『文苑英華』本を底本とするものではあるが、本稿では語釈等を割愛したので、併せて参照して頂きたい。

【本文】

長恨歌 前進士、陳鴻撰

開元中、泰階平、四海、無事。玄宗、在位歲久、勸于盱食、霄衣。政、無小大、始委於右丞相。稍、深居、遊宴、以聲色、自娛。先是、元獻皇后、武淑妃、皆有寵相次即世。宮中、雖良家子千萬數、無可悅目者。上心忽々不樂。時、每歲十月、駕幸花清宮。内外命婦、焜耀、景從。浴日餘波、陽、以湯沐。春風靈波、澹蕩其間。上心、油然而悅。若遇顧左右前後、粉色、如土。詔高力士、潛、搜、外宮、得弘農楊玄琰女于寿邸。既、笄矣。鬢髮、膩理、織禮、中度。舉止閑冶。如漢武帝李夫人。別、疏、湯泉、詔賜、澡瑩。既出水、體弱、力微、若不任羅綺。光彩、煥發、轉動照人。上甚悅。進見之日、奏霓裳羽衣、以導之。定情之夕、授金釵鈿合、以固之。又命戴步搖、垂金璫。明年冊、爲貴妃。半后服。

用一絲是、治其容、敏其詞。婉孌万態、以中上意。上益嬖焉。時省風九州泥、金五岳、驪山雪夜、上陽春朝、与上行、同輦、止同室、宴專席、寢專房。雖有三夫人、九嬪、廿七世婦、八十一御妻、賢後宮才人、樂府妓女、使天子無顧盼意。自是、六宮無一復進幸者。非徒殊艷尤態獨、能致是。蓋、才智明慧、善巧嫵佞、先意、希旨、有不可形容者。叔父、昆弟、皆列在清貫。爵爲通侯。姊妹、封國夫人。富埒王室。車服、邸第、与大長公主、侔。而恩澤勢力則又過之。出入禁門、不問名姓。京師長吏、爲之、側目。故當時諠詠有云、生女、勿悲、酸、生男、勿喜、歡。又曰、男不封侯。女作妃。君看、女却爲門楣。其、天下心羨慕、如此。天寶末、兄、國忠、盜丞相位、愚弄國柄。及安祿山引兵嚮、闕以討。楊氏爲辭。潼關、不守。翠花、南幸。出咸陽道、次馬嵬亭。六軍、徘徊持戟不進。從官郎吏、伏上馬前、請下詔。以謝天下。國忠、奉

驚櫻盤水。死於道周。左右意、未レ快。上、問之。當時、敢亦言者。請下、以貴妃一塞天下之怒。上、知レ不兔、而不レ忍。見其死。反レ袂掩面、使牽而去。蒼黃、展軔、竟就絶。絶ニ於尺組之下。既而玄宗狩ニ成都。肅宗、受ニ禪。靈武。明年、大兇、婦レ元。大駕、還レ都。尊ニ玄宗爲大上皇。就ニ養南宮。自南宮遷ニ于西宮。時移、事去、樂盡悲來。每至春之日、冬之夜、池蓮、夏開、宮槐、秋落。梨園第子、玉瑱、發音聞ニ霓裳羽衣一聲、則天顏、不レ怡。左右、獻歎。三載、一意、其念、不レ衰。求ニ之夢魂、杳、不レ能レ得。適、有二道士、自レ蜀、來。知ニ皇心念、楊妃、如是、自、言、有ニ李少君之術。玄宗、大喜、命致ニ其神。方士、乃、竭ニ其術以、索レ之、不レ至。又能遊レ神、馭レ氣、出ニ天界、没ニ地府、以求之、又不見。又旁、求四虛、上下、東極、絶天界、跨ニ蓬壺、見ニ最高仙山上、多ニ樓闕。西廂下、有ニ洞戸。東嚮、闔(闔)其門。暑、曰、玉妃大真院。方士、抽ニ簪、叩レ扉。有ニ雙鬢童女、出、

應門。方士、造次、未レ及言。而雙鬢、復入。俄、有ニ碧衣侍女、又至。詰、其所ニ從來。方士、因稱ニ唐天子使者。且、致ニ其命。碧衣云、玉妃、方、稱レ寢。請少、待之。于レ時、雲海沈々、洞天日暮。瓊戸、重闔、悄然無レ聲。方士、屏レ息、斂レ足、拱ニ手門下。久之、而、碧衣、延レ入。旦日(且日)、玉妃出。見一人、冠、金蓮、被ニ紫綃、珮ニ紅玉、曳ニ鳳鳥。左右侍者七八人。揖ニ方士、問ニ皇帝安否。次、問、天寶十四載已還事。言訖、憫默、指ニ碧衣女、取ニ金釵、鈿合、各折ニ其半、授ニ使者、曰、爲レ我、謝ニ太上皇、謹獻ニ是物。尋ニ舊好也。方士、受辭、与信、將レ行、色有レ不レ足。玉妃、固、微ニ其意。復前跪致ニ詞、請、當時一事、不聞于他人者、驗ニ於太上皇。不レ然、恐、鈿合、金釵、負ニ新垣平之詐一也。玉妃、茫然退立、若レ有所思。徐、而言曰、昔、天寶十載、侍レ輦、避暑、驪山宮。秋七月、牽牛、織女相見之夕、秦人、風俗、是夜、張ニ錦繡、陳ニ飲食、樹ニ瓜花、焚ニ香于庭。

号爲^ニ乞巧^一。宮掖間、尤尚^レ之。時夜、殆半^ニ休^レ侍衛於東面廂^一。獨^ニ侍^レ上。々々、憑^レ肩而立^リ。因仰^レ天感^ニ牛女事^一。密相誓^ニ、心願^ニ世々爲^ニ夫婦^一。言^{コト}畢、執手、各、嗚咽^シ。此獨^ニ、君王知^レ之耳。因自悲曰^ク、由^ニ此一念^一、又不得^レ居^レ此。復墮^ニ下界^一、且、結^ニ後緣^一。或爲^レ天、或爲^レ人、決^テ再、相見好合、如^レ舊。因、言^ク、太上皇亦^レ不久人間。幸^ニ惟^ニ自安無^ニ自苦^一耳。使者還奏^ニ太上皇^一々々心、震悼、日^レ不^レ豫。其年夏、四月、南宮晏駕。元和元年冬、十二月日太原白樂天、自^ニ校書郎^一尉^ニ于盤屋^一。鴻、与琅耶王質夫、家^ニ于^ニ是邑^一。暇日相携^ニ遊^ニ仙遊寺^一。語、及^ニ此事^一相与感嘆。質夫學^ニ酒於樂天前^一曰、夫希代之事非^レ遇^ニ出世之才^一、潤色^ニ之上^一、則、与^レ時、鎖沒^ニ不^レ聞^ニ于世^一。樂天、深^ニ於詩^一、多^ニ於情^一者也。試^ニ爲^ニ歌^一之如何。樂天因爲^ニ長恨歌^一。意者、不^ニ三^一但感^ニ其事^一。亦欲^ニ懲^ニ尤物^一、室^ニ亂階^一垂^ニ於將來^一也。歌既成使^レ鴻傳^ニ焉。世所^レ不^レ聞^ニ者、予非^ニ開元遺民^一、不^レ得^レ知^レ。世所^レ知^ニ者、有^ニ玄宗本紀^一、在^ニ今^一但、

傳^ニ長恨歌^一、云爾^一。
フコトシカク

【訓読文】

長恨歌 前進士、陳鴻が撰

開元中に、奉^ニ階平^一（ラカ）にして、四海、事無シ。玄宗、位に在^ニこと、歳久（シク）して、盱^テ食シ、宵に衣^ニに勸^ニたり。政、小大と無ク、始（メ）て右^ニ丞相^一に委^ニす。稍^ニに、深居（シ）、遊宴して、聲^ニ色を以^テ自（ラ）娛^ニシバシム。是レヨリ先に、元獻皇后、武淑妃、皆、寵有^リ。相（ヒ）次（ギ）て即^ニ世^一タリ。宮^ニ中に良^ニ家の子^一千^ニ万^一数^ニアリト雖モ、目を悦^ニ（バ）シむル可^キ者の無シ。上の心、忽^ニ々として樂シマズ。時に、歳毎の十月に、駕^ニして花清^一宮に幸^ス。内外の命婦、焜^ニ耀^一して、景のゴト（ク）に従^レヘリ。浴^ニ日之餘^一波に、賜^フに、湯^ニ沐^一を以^テ（テ）す。春の風に靈液、其^ニ間に濺^ニ蕩^一たり。上の心、油然として、悦^ニタルこと、遇^ニ（フ）こと有^ルが若シ。左右前^ニ後^一を顧^ニ（ミル）に、粉^ニ色^一、土^ニの如^一（シ）。高^ニ力士^一に詔^シして、潛^ニに、外^ニ宮^一に搜^レりて、弘農の楊^ニ玄琰^一が女^ニを壽邸^一に得^{タリ}。既に笄^ニセリ。鬢^ニ髮^一、膩^ニ理^一にして、織^ニ襪^一、度^ニに中^一ル。

舉止閑治ナルこと漢の武帝の李夫人の如(シ)。別に湯泉を疏て、詔して深盤を賜へり。既に水より出でて、體弱ク、力微にして、羅綺にモ任ザルが若シ。光彩、煥發して、轉動して、人を照(ラ)す。上甚(タ)悦ブ。進ミ見ルノ日、霓裳羽衣を奏して、以て之(ヲ)定情ノ夕に、導キ金釵鈿合を授けて、以て固ムす。又、命じて歩搖を戴(キ)、金璫を垂レシム。明年に冊して、貴妃と爲ス。後の服用に半にす。是に繇(ツ)て、其の容を治シクシ、其の詞を敏クス。婉變たる万態、以て上の意に中ル。上益嬖す。時に風を九州に省ミ、金を五岳に泥ム。驪山の雪の夜、上陽の春の朝、上と、行(ナ)くことには、輦を同(ジウ)シ、止(マル)ことには室を同(ジウ)シ、宴(スル)ことには席を專(ラニ)シ、寢(ル)ことには房を專(ラニ)す。三夫人、九嬪、廿七世婦、八十一御妻、暨(ビ)、後宮の才人、樂府の妓女有(リト)雖(モ)、天子をして顧眄の意無(カ)ラ(シ)ム。是自(リ)、六宮に、復(タ)進(ミ)幸(ゼ)ラルル者の無(シ)。徒殊艶尤態の獨り、能ク是を致スノミに非(ズ)。蓋(シ)、才智、明慧にして、善巧、嫵佞の、意に先ダ(ツ)て旨を希フコト、形容す可(カ)

ラ)ザル者の有(リ)。叔父、昆弟、皆列して清貴(ニ)在リ。爵して通侯と爲(シ)たり。姉妹、國夫人に封ゼラル。富王室に埒シ。車服、邸第、大長一公主ト、侔シ。而(シテ)恩澤の勢力は、則(チ)又之に過シたり。禁門に出入(スル)トキニ、名一姓をタモ問(ハレ)ズ。京師ノ長吏、之ガ爲に、目を側ム。故に當時の諠詠に云ウこと有(リ)、女を生(ミ)て、悲酸スルこと勿レ。男を生(ミ)て、喜歡する(コト)勿(レ)。又曰(ク)、男は封一侯には(ナラ)ず。女は妃と作ル。君看ヨ。女の却て門楣たることを。其レ、天下の心に羨慕こと、此(ノ)如シ。天寶の末に、兄、國一忠丞相の位を盜ンで、愚カにして國一柄を弄ブ。安一祿一山ガ兵を引(キ)て、闕に嚮フに及(シ)で、楊氏を討(ゼム)トイフを以て、辭と爲す。潼關、守ラズ。翠花、南に幸す。咸陽の道をば出(テ)、馬一嵬の亭に次ル。六軍、徘徊して戟を持ちて進マズ。從一官郎一吏、上の馬の前に伏して、請ハク錯を誅して、以て天下を謝セントイフ。國忠、釐一纓盤一水を奉げて道の周に死ヌ。左右の意、未(ダ)快カラズ。上、問(フ)。當時に敢へて亦言フコトハ、貴妃を以て天下ノ怒りを塞ガムこと(ヲ)請フ。上、免ル

(マジキ) ことを知(リ)て、其の死(ス)コトを見ルに忍(タ)ヘズ。袂(ソデ)を反(シ)、面(オモて)を掩(フ)テ、牽(カ)シメテ去(リ)ヌ。蒼(そう)黄(わう)、展(ア)転(テン)して、竟(オ)に尺(シヤク)組(ク)ノ下に絶(ユ)ルに就(キ)ヌ。既(イ)にして、玄宗(げん)成(せい)都(と)に狩(ス)。肅(しゆ)宗(そう)、禪(ぜん)を靈(れい)武(ぶ)に受(ケ)ク。明(めい)一(いつ)年に、大(だい)兇(けう)、元(げん)に帰(ヘ)リ、大(だい)駕(か)都(と)に還(カ)ル。玄宗(げん)を尊(た)じて、大(だい)上(じやう)皇(わう)と爲(な)ス。養(やう)に南(なん)宮(きやう)に就(ク)。南(なん)宮(きやう)自(よ)り西(せい)宮(きやう)内(ない)に遷(ワ)ル。時(とき)移(うつ)り、事(こと)去(サ)リ、樂(らく)シミ盡(き)て、悲(ひ)シミ來(きた)ル。春(はる)の日(ひ)、冬(ふゆ)の夜(よ)、池(いけ)の蓮(れん)、夏(なつ)開(あ)け、宮(みやう)の槐(わい)音(ね)を發(は)す。霓(ひ)裳(じやう)羽(う)衣(い)の一(ひと)聲(こゑ)を聞(き)ては、則(すなは)ち天(てん)顔(げん)怡(いた)シビ(タマハ)ズ。左(ひだり)右(みぎ)、歎(なげ)歎(なげ)す。三(さん)載(ざい)、一(いつ)意(い)にして、其(その)念(ねん)、衰(おとろ)へズ。之(これ)を夢(ゆめ)一(いつ)魂(たま)に求(もと)ムルに、杳(やう)として得(え)ルこと能(あた)ハズ。適(た)道(だう)士(し)有(あ)リ)て、蜀(しよ)自(よ)り、來(きた)レリ。皇(こう)の心(こころ)の楊(やう)妃(ひ)を念(おも)フこと、是(こゝろ)の如(ごと)キことを知(リ)て、自(みづか)ら言(い)フこと、李(り)少(しやう)君(きん)が術(じゆつ)有(あ)リ。玄(げん)宗(そう)、大(だい)に喜(よろこ)びて、命(めい)じて其(その)神(しん)を致(いた)サシム。方(ほう)士(し)、乃(すなは)ち、其(その)術(じゆつ)を竭(きやく)して、以(も)て之(これ)を索(もと)ムレドモ、至(いた)ラズ。又(また)能(あた)ハズ。神(かみ)を遊(あそ)バシメ、氣(き)を馭(よ)して、天(てん)界(がい)に出(い)で、地(ち)府(ふ)に没(め)リテ、以(も)て求(もと)ムルに、又(また)見(み)エズ。又(また)旁(わがはた)四(し)虚(きよ)、上(じやう)

下(か)を求(もと)ムルに、東(とう)極(きよく)にイタツテ、天(てん)海(かい)を絶(た)リ、蓬(ほう)壺(こ)に跨(また)りて、最(も)高(たか)き仙(せん)山(さん)を見(み)ルに上(かみ)二(に)樓(ろう)闕(くわ)多(おほ)シ。西(せい)廂(しやう)の下(した)に、洞(どう)戸(こ)有(あ)リ。東(とう)に嚮(むか)へて其(その)門(かど)を闕(くわ)ケリ。署(しよ)して、玉(たま)妃(ひ)の大(だい)真(しん)院(えん)と曰(い)ヘリ。方(ほう)士(し)、簪(かんざし)を抽(ひ)キて扉(かど)を叩(たた)ク。雙(すわう)鬢(しん)の童(どう)女(にょ)有(あ)リ)て、出(い)でて門(かど)に應(こた)フ。方(ほう)士(し)、造(ぞう)次(じ)トニハカにして、未(ま)ダ言(い)フに及(およ)バズ。而(しか)して雙(すわう)鬢(しん)、復(かへ)り入(い)リヌ。俄(いつ)クアリテ碧(へき)衣(い)の侍(じ)女(にょ)有(あ)リ)て又(また)至(いた)ル。其(その)從(よ)ツて來(きた)ル(タ)レル所(ところ)を語(かた)フ。方(ほう)士(し)、因(ゆゑ)ツて唐(たう)の天(てん)子(し)の使(し)者(しや)ナリと稱(なづ)シテ、且(かつ)と、其(その)命(めい)を致(いた)ス。碧(へき)衣(い)の云(い)ク、玉(たま)妃(ひ)、方(ほう)に寢(ね)レリ。請(こゝろ)フ、少(せう)ラク、待(まち)テト。時(とき)ニ、雲(うん)海(かい)沈(ちん)々(ぜん)として洞(どう)天(てん)日(ひ)暮(ぼく)レヌ。瓊(けい)戸(こ)、重(おも)シ、足(あし)を斂(おさ)めて、手(て)を門(かど)下(した)に拱(こま)ク。久(ひさ)しく有(あ)テ、碧(へき)衣(い)、延(ひ)キ入(い)レツ。且(かつ)曰(い)フ、玉(たま)妃(ひ)出(い)ツト。一(いち)人(にん)ノ、金(かみ)蓮(れん)を冠(かぶり)ニシ、紫(むらさ)綃(しやう)を被(か)キ、紅(こう)玉(ぎよく)を佩(お)ビニシ、鳳(ほう)鳥(きやう)を曳(ひ)キテ、左(ひだり)右(みぎ)に侍(じ)者(しや)七(しち)八(はち)人(にん)アルを見(み)ル。方(ほう)士(し)を揖(ゆ)して、皇(こう)帝(てい)の安(やす)否(ひ)を問(と)フ。次(つぎ)に、天(てん)寶(ほう)十(じゆ)四(し)載(ざい)より已(や)ノ還(かへ)タの事(こと)を問(と)ふ。言(い)ヒ訖(しやく)ツて、憫(ひん)黙(もく)として、碧(へき)衣(い)の女(にょ)を指(さ)して、金(かみ)釵(し)鈿(てん)合(が)を取(と)リ)て、各(おの)おの其(その)半(な)を折(お)ツ)て、使(し)者(しや)に授(さづ)けて、曰(い)ク、我(われ)が

爲に、太上皇に謝セマク、謹(シ)て是の物を献マツレ。舊キ好を尋ヨトナリ。方士、辞ト信とを受ケテ、将に行(カ)ムとすルニ、色、足ザルこと有り。玉妃、固ク、其の意を徴フ。復夕前(ミ)跪(キ)テ、詞を致スラク、請(フ)、當時の一事の他人に聞カシメザリケム者ヲモテ、太上皇に験ゼム。然(ラ)ズンば、恐(ラ)クは、鈿合、金釵、新垣平が詐を負キナムコトヲ。玉妃、茫然として、退キ立チテ、思フ下有(ル)が若シ。徐クにして、言(ヒ)テ曰ク、昔、天寶十載に、輦に侍ヒ(テ)、暑を驪山宮に避リキ。秋七月に牽牛、織女の相ヒ見シタベ、秦人の風俗、是夜、錦繡を張り、飲食を陳ネ、瓜花を樹テ、香を庭に焚ク。号して乞巧と爲す。宮掖の間、尤も之を尚ブ。時に夜、殆に半にナムとして、侍衛を東面の廂に休ス。獨り、上に侍リキ。上、肩に憑リテ立テリ。因て天に仰(ギ)テ、牛女の事に感ジテ密かに相(ヒ)誓(ヒ)テ、心に、世々夫婦爲ラむ(コトヲ願(フ)。言、畢(リ)テ、手を執(リ)テ、各、嗚咽シキ。此レ、獨り、君王ノミ之を知レラマ(クノミ)。因て自(ラ)悲シミテ曰ク、此の一念に由(ツ)テ、又此に居(ル)こと得マジ。復(タ)下界に墮(ツ)テ、

且、後の縁を結バム。或(ル)トキは天と爲リ、或(ル)トキは人と爲ルトモ、決(ツ)テ再ビ、相見て好合(スルコト)、舊キが如クアラム。因て、言(サ)ク、太上皇モ亦タ、人間に久(シカラ)ジ。幸に惟(レ)ば自(ラ)安(シ)じて自(ラ)苦シキこと無カラマク(ノミ)。使者、還(リ)テ太上皇に奏(ス)。皇の心、震悼して日に不豫なり。其の年の夏、四月に、南宮に晏駕シヌ。元和元年の冬、十二月日本原の白樂天、校書郎ヨリ、塾屋(ニ)尉たり。鴻、琅耶の王質夫と、是の邑に家セリ。暇の日に相(ヒ)携へて仙遊寺に遊ブ。語、此(ノ)事に及(ビ)テ相(ヒ)与に感歎ス。質夫、酒を樂天が前に舉ゲテ、曰(ク)、夫レ希代ノ事は、出世ノ才に遇フて潤色スルに非(ズン)ば、則(チ)、時ト与(ニ)、銷没して世に聞(コ)エジ。樂天、詩に深くして、情ニ多キ者ナリ。試みに歌を爲ラムこと如何。樂天、因て長恨歌を爲ル。意ミレバ、但、其(ノ)事に感(ズル)ノミにアラズ。亦、尤物を懲シ、乱階を窺イテ、将来に垂レムことを欲シテなり。歌既に成(リ)ヌとて、鴻をして傳ツクラシム。世の聞(カ)ザ(ル)所をば、予、開元の遺民に非(ザ)レば、知(ル)こと得ズ。世の知レル

所は、玄一宗本紀、在ル有り。今、但、長恨歌に傳ス
と、云フこと爾リ。

注

- (1) 「搜」の右旁には「アナクリ」の内側に「モトメ」の訓も併記す。
- (2) 「垂」の字は元字「乘」に加筆修正したもの（太田氏翻刻注）。「乘」の字は、恐らく「垂」の誤写であろうと思われるが、正宗文庫本も同じく「乘」に作っており、この一致は金沢文庫本と菅宗本を書写したという正宗文庫本の親近性を示唆する。
- (3) 「席」の右旁訓に、「セキ」と「ム」（ムシロの略か）の訓を併記す。
- (4) 「先意」の字間に付されたレ点は、もと音合符が付されていたものに加筆訂正したものである。「意」の右傍訓「ニシ」は、「（せんい）ニシ」と音読した場合の訓であろう。但し、音合符がレ点に改められた後も、この訓が塗抹されずに残されたことには、「意に先だつて」と「先意にし」の二訓を示そうとした校訂者の意図が窺われる。今、「意」の右傍訓「ニシ」も記す。
- (5) 「討」の右傍訓に、「スル」と「ト云フ」を併記す。
- (6) 底本では、「上」の字が行末に当たっており、皇帝を意味する「上」の字を最下に置くことを憚り、一字分闕字して行頭に「上」の字を配している。唐抄本の面影を伝える。
- (7) 「錯」の右傍字音「サク」と、その右側に「ソ」の字音も併記す。
- (8) 「掩」の右傍送り仮名「フテ」の右側に「ヲホフ」の訓を併記するが、これは別訓ではなく、「（ヲホ）フテ」の訓を明確にするため補足されたものと見られる。
- (9) 「爲」字の下、「大上皇」の上に一字闕字の空格を置く。「西宮内」の中「宮」の右傍に、「摺本无」との校合注を記す（なお、左傍に「止」字の見せ消ちを塗抹する。宋本・那波本は、「宮」の字を欠いて「西内」に作る。旧抄本の正宗文庫本・管見抄本もまた「西内」に作る。「西宮」、「西内」共に大極殿を指す語であり、「宮」と「内」が重複する底本の本文は不審である。これについては、「これは恐らく本来「西内」とあったのに「宮」字が混入したもの」（近藤春雄『長恨歌・琵琶行の研究』三〇六頁）、また、「金沢本では、恐らく、その底本の時点に於いて、校注「宮」の一字の処理を誤り、行間にあるべきものが、本文に衍入したのではなからうか」（太田次男『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』中巻三四三頁）と分析されている。また、「西宮内」とすること、西宮の奥深くへ監禁した気持ちが出る（平岡氏談）（今井清『白氏文集の会話について』『白居易年報』第二号）という解釈もあるが、但し、訓読としては、「西宮の内」とは訓でない。今、「宮」の字は衍入の可能性が高いが、底本のままとする。
- (11) 「跨」の右傍訓に「マタガリテ」と「ア」（アフトコフ）の略か）を併記す。

(12) 「闕」の字は、元字「闕」であつたものを、底本上部

欄外の校合注(二字のうち一字は判読不能)に記された「闕摺本」(合点)によつて、元字の門構えの内のみを塗抹して、「闕」に改訂したものである(太田氏翻刻注)。

しかし「闕」(トジル)では右傍訓「ヒラケリ」とは意味が反対になる。左傍訓「トツ」は、「闕」の字に基づく訓であろう。管見抄本は「闕」に作る(定家自筆本『奥入』宿木)巻引所「長恨歌伝」も同じ)。異本紫明抄本は「闕」に作り、宋本・那波本も「闕」に作る(英華本も同じ)。正宗文庫本は「閉」に作る独自の本文を持つ。右傍訓「ヒラケリ」を尊重すれば、むしろ元字「闕」に戻すべきであるが、今、底本の校訂に従い、元字は「」にて表記する。なお、太田次男『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』中三三九頁参照。

(13) 底本の字体は、「且日」とも「旦日」とも解し得るものとなっている。正宗文庫本・管見抄本・異本紫明抄本は、「且日」に作る。宋本・那波本も「且日」に作る。底本は、「且日」(カツガツイワク)を、「旦日」(タンジツ)に誤読したものらしい。今、底本の右傍訓「タン」音合符、声点等に従い「旦日」と表記する。

(14) 「折」の右傍訓に、「ヲテ」と、その内側に「ツムヲリ」を併記す。

(15) 「辞」(声点を付す)の字の右傍には、「ト」の送り仮名と、その外側に「コト」の訓とが併記されている。

(16) 「将」の右傍には、「スルニ」の形で併記する。これは別訓ではなく、再読を示す。本来は「ニ」と「スルニ」

を右傍に併記すべきであるが、表記の都合上、「スルニ」の訓を本文では省略せざるをえなかつたものである。

(17) 「固徴」の下字「徴」は、元字「徴」に加筆訂正したため旁が不鮮明である。上欄の校合注には、「固徴」(右傍訓「シヒトフ」とあり、その左傍訓には「カタクアラハス」、「マコトニウカフ(メの誤写か)ク」の二訓を併記する。底本は右傍訓を「トフ」と記すことから、上欄校合注により、「徴」に改めたことは明らかであるが、但し、左傍訓「ウカメク」は、元字「徴」についての和訓と見られる(太田氏翻刻注)。

(18) 「廂」の右傍訓「正二」の「正」は、「シヨウ」の字音を表すものであろう。なお、その訓の下に「ヒ」(ヒサシの略か)も併記する。

(19) 「結」の右傍に、送り仮名「ハム」と、「ヘシ」(細筆)を併記す。

(20) 「十二月日」の「月」字の下に挿入の記号を記し、その右傍には「ニイ本」との校合注を記す。また、その左傍には「二日摺本无」との校合注も記す。管見抄本・正宗文庫本ともに「二」も「日」の字は見えず、単に「十二月」に作る。宋本・那波本も同様。「日」の字を持つのは、現存する中では、金沢文庫本のみであるが、当時、校合に用いた「イ本」(實所御本)は「十二月二日」に作っていたのであるから、この「日」の字を強ち誤写と見なすこともできない。或いは金沢文庫本は「十二月二日」に作る古い本文を持っていたが、その「二」の字を脱してしまつたものとも考えられる。「十二月日」の

表記は不自然ではあるが、今、底本のままとする。

- (21) 「尉」の右傍訓に「キス」、その内側に、「タリ」を併記す。

(以下、【訓読文】)

- (22) 「水」には線点「より」も付されている。右傍訓「ユヨリ」の「ユ」の字は、元「ミツ」とあったものを、重書して「ユ」に改めたようにも見える。因みに正宗文庫本の右傍訓は「ミツヨリイデテ」であり、その頭注には「ユヨリアカテ 江」と注記する。これは江家の訓読を参照したものであろうが、金沢文庫本の場合、江家の訓「ユ」によって、「ミツ」を「ユ」に改めた可能性が高い。但し、今、改訂された右傍訓「ユヨリ」に従って訓読する。

- (23) 「之」には、訓、ヲコト点なし。「之」と「定」の間に元句点(塗抹)があったことからすると(太田氏翻刻)、「進見之日、奏霓裳羽衣以導之。定情之夕、授金釵鈿合以固之。」と、元は対句の形で読まれていたようである(正宗文庫本はこの訓点である)。即ち、この「之」は句末に当たることになる。鎌倉以前の古訓法では文末助字の「之」は読まないのが原則であった(小林芳規『漢文訓読史研究上の一応用面』『国文学攷』第四〇号)。この「之」に、訓、ヲコト点が無いのは、本来は不説であったことの痕跡と思われる。しかし、「之定情之夕」を「導」の目的語に取る形(この訓点は管見抄本と同じ)に訓点が改められたのに伴い、「之」の下の句点は抹消されたのであろう。今、「之(ヲ)」の訓を補って訓読す

ることにする。但し、訓点が改まっても、ヲコト点が付加されなかった事からすると、「之」は置字として従来通り不説であった可能性もある。なお、「導」の右傍訓「ミ(チビ)ク」は、「ミ(チビ)キ」に改める。

- (24) 「天下」の下字「下」のヲコト点は「を」である。管見抄本はヲコト点「に」を付す。正宗文庫本は「下」字の右傍訓に「ニ」を送る。「天下を謝セム」では意味が通りにくい。今、ヲコト点「を」に従う。

- (25) 「言者」の下字「者」の下に句点が認められる。右傍訓「イフコトハ、左旁訓「イフモノ」、いずれであれ、ここで句点を打つのは不自然であるが、正宗文庫本でも「マウスモノ」と訓じて、金沢文庫本と同様に句点を取っている(但し、管見抄本では読点)。今、底本の句点らしきものを、読点に改めて訓読する。

- (26) 「大兇」は、非常に不吉なこと。ここでは、唐王朝を揺るがした安祿山の乱を指し、「帰元」は、至徳二年(756)に安祿山が殺されて、唐の秩序が回復されたことを意味する。底本では「大兇シ」と、動詞に訓じているが、今、「大兇」は「帰元」の主語として名詞に解して、右傍訓の「シ」は削除する。

- (27) 「西宮」は、大極宮を指す。大極宮は、もと天子の正殿であったが、高宗以降天子は大明宮に居住するようになり大極宮は寂れた。「西内」も同じく大極宮のことである。「西宮内」では語が重複することになる。諸本は「西内」に作るからすると、「宮」の字は、傍注が本文に衍入したものである可能性が高い。今、「宮」の字

を「」にて表記する。注(10)参照。

(28) 「弟子」の上字「弟」を、底本は「第」に作るが、今、「弟」に改める。

(29) 底本の「閩」字を右傍訓に従い、元字「閩」に改める。注(12)参照。

(30) 底本では「暑」の字に作るが(正宗文庫本も「暑」、文意からして「署」の字が妥当である。「暑」が誤写によるものか、「署」と通じて用いられたものか明でないが、今、「署」の字に改める。

(31) 底本の「且日」は、「且日」を、誤読した格好となっている。今、本文を「且日」に改め、「かつがついはく」(前出「且」も「カツガツ」と訓ず)と訓じる。注(13)参照。

(32) 「決」の右傍訓「サクテ」は、「サク(ツ)テ」の意と見られる。『類聚名義抄』には、「授決」を「サクル」と訓じ、また「決擇」を「サクリテ」、「サタメテ」と訓ずる。「サクリテ」も「サダメテ」も同じような意味で用いられたことを示している。左傍訓「サタメテ」に合点が付されているが、今、右傍訓に従って「サク(ツ)テ」と訓読する。

(33) 「十二月」の下、右傍「コイ本」、左傍「二日摺本无」との校合注を記す。或いは金沢文庫本は「二」の字を脱したのとも考えられるが、今、「十二月日」のまま表記する。注(20)参照。

追記 「長恨歌伝」の【本文】作成にあたっては、太田次男

博士の模写翻字及びその注記などに多大な恩恵を受けた。貴重な研究成果の活用を快く御承諾してくださった太田博士に心より御礼申し上げます。また、【訓読文】は、「白氏文集」勉強会の成果を纏めたものである。発表を担当したのは、毒島洋子氏、冲奈保子氏、袴田の三名であった。同会を辛抱強く御指導して下さった進藤英幸先生(元本学教授)、柳町時敏先生、両先生の学恩に聊かでも報いるところがあればと願う。なお、本稿を為すに際して、神鷹徳治先生より、資料の提供をはじめ、様々な御助言、御尽力を賜ったこともここに記して、感謝の念を申し上げます。